

2 「考え方・方向性」基礎資料

本資料は、令和7年12月25日開催の推進委員会において、検討協議会委員からの提出意見等を精査し、同委員会の見解として整理し、第3回検討協議会に基礎資料として提出したものです。

2 協議会の検討内容

(1) 部活動の段階的な推進方法の検討

項目	事務局案	協議会意見(意見集約:R7.10.17~11.7)	推進委員会意見(R7.12.25)
ア 移行開始時期	令和8年4月から	令和8年4月は、地域展開事業を担う運営団体と美唄市が委託契約を締結し、委託業務が開始する時期ではないかと思ひます。また、運営団体が具体的な内容を固めて教育委員会と協議する時間が必要なほか、指導者など関係者と調整を行う時間が必要と思ひます。このため、開始時期は半年程度遅らせたほうが良いと思ひます。 (開始可能な部活動から順次開始であれば)適正な時期設定だと思ひます。	移行可能な種目から順次
イ どの種目から	令和7年度現在中学校にある部活動で、移行可能な種目から	上記アと同様に、実施主体を決定し、具体的な内容を固めないことには、次の段階に進めないと思ひます。 残念ですが、美唄市のモデルとして期待した美中ソフトテニス部は廃部され、選手は美唄ソフトテニスクラブに所属し、大会は同クラブで参加している状況です。 事務局において、ソフトテニス以外で移行可能な種目を把握していると思ひますが、仮に把握していないときは事業主体による調査、調整、協議などから始まるため時間がかかるものと考えます。 このため、示すときは「移行可能な種目から」で良いと思ひます。 (開始可能な部活動から順次開始であれば)適正な内容だと思ひます。 種目ではないのですが、小学校にも部活動があります。小学校の部活を存続するのであれば一緒に検討してはいかがでしょうか？別と考えるのなら、小学校の部活動について方向性を出していただければと思ひます	当面の間、令和7年度現在中学校にある部活動で、移行可能な種目から (ガイドラインを遵守していることが条件)
ウ どの活動日から(休日・平日の別)	休日のみの部活動の移行は、 新たな課題 が発生する可能性が高いため、平日も併せて行う。 ●新たな課題 【費用負担の増加】平日、休日で複数の団体へ加入することになるため、指導者への報酬や施設利用料など、保護者の費用負担が増える。 【指導者との関係性】曜日によって指導者が変わることは、指導の一貫性を欠き、技術や戦術の習得の妨げとなる。また、指導者と生徒間の信頼関係の構築を難しくし、生徒の成長に影響を及ぼすなど。	上記ア・イと同様に、実施主体と具体的な内容などが固まらないと指導者等との調整が進まないことから、活動日を指定するのは難しいと思ひます。 また、具体的な内容(会場確保や経費負担など)が決まっていない段階で、実施主体に対し活動日は平日・休日であるとして委ねることは適当ではないと考えます。 このため、「休日が基本。ただし可能な時は平日も」にしたほうが良いと思ひます。	小学校のクラブ活動については、まず、受け皿となる運営団体や実施主体の体制整備をすすめ、参加可能な範囲で受け入れてもらうことが望ましいと考えます。 移行可能な種目の実態に合わせて活動日としてはどうか。

項目	事務局案	協議会意見(意見集約:R7.10.17~11.7)	推進委員会意見	
ウ		<p>【費用負担の増加】については、部活動の地域移行を実施するにあたり、保護者に対し事前に費用負担の詳細に関する説明が必要であると考えます。</p> <p>【指導者との関係性】については、どのような問題が起きるかは想定できないので、地域展開後に状況を確認しながらしっかりと問題の解決にあたる必要がある。</p> <p>(開始可能な部活動から順次開始であれば)適正な内容だと思います。</p>	<p>費用負担については、(2)「費用負担の検討」の項目に集約します。</p> <p>指導者との関係性については、「指導者の確保、調整」に集約します。</p>	
エ	<p>どのような方法で(体制の整備)</p> <p>①市が運営団体となる、または市が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立し、各種団体と連携して、指導者を派遣する体制。</p> <p>②地域の多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。</p> <p>③直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校が地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する体制(あくまで移行措置)</p> <p>令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より</p>	<p>左の例示のうち、②を採用し、既存の団体に「運営団体」を担っていただき、体制整備をすすめます。</p> <p>移行が可能な種目から順次「実施主体となる団体を選定」</p> <p>↓</p> <p>「実施主体が運営団体に登録」</p> <p>↓</p> <p>「運営団体が管理、運営を担う」</p>	<p>事務局案のとおり総合型スポーツクラブが良いと思います。また、『NPO法人美唄市どんまいスポーツクラブ』を運営団体とすることは賛成です。</p> <p>なお、新年度から体育センターを指定管理する予定と聞いており、初めての取組が多い感じることから、体制づくりや人材確保などに苦労されるものと思います。</p> <p><質問>事務局案で、移行が可能な種目から順次、「実施主体となる団体を選定」との関わり、及び「実施主体が運営団体に登録」とはどこに登録するかを教えてください。</p> <p>(開始可能な部活動から順次開始であれば)適正な内容だと思います。</p>	<p>既存の総合型スポーツクラブに運営団体を担っていただき、体制整備をすすめる。</p> <p>(第2回検討協議会で合意済)</p>

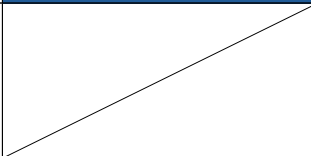
(2) 指導体制の確保・構築の検討

項目	事務局案	協議会意見(意見集約:R7.10.17~11.7)	推進委員会意見
ア	<p>運営団体(※1)のありかた(※1)学校が担ってきた部活動の指導や運営を主体的に引き受け、実施する地域の団体。地域の体育・スポーツ協会、文化・芸術協会、NPO法人、企業、ボランティアグループなど。</p> <p>スポーツ・文化芸術活動両方の指導者の確保、活動場所の確保、移動手段の確保ができ、マネジメントが可能な団体を想定。</p>	<p>事務局案は「指導者の確保、活動場所の確保、移動手段ができ、マネジメントが可能な団体を想定。」と記述していますが、『どんまいスポーツクラブ』の名前いつ頃から表に出てくるのでしょうか。</p> <p>市は委託業務により地域展開を推進する考えのため締結後になると思いますが、委員会の報告書において『どんまいスポーツクラブ』を示すことをご検討ください。</p> <p>なお、『どんまいスポーツクラブ』を公にすることで、早い時期から準備等が進められるほか、教育委員会のスケジュールなども作りやすいと思います。</p> <p>対応可能な運営団体が無い場合の対処方法は?</p> <p>文化芸術関係における指導者確保の進捗状況はどうなっているのかが知りたいです。</p>	<p>「既存の総合型スポーツクラブ」に運営・管理の中核を担っていただき、運営団体・実施主体の体制に応じて、多様な役割分担の在り方を具体的に検討・整理することを提言する。</p>

項目	事務局案	協議会意見(意見集約:R7.10.17~11.7)	推進委員会意見
イ・指導者の確保、調整	指導者は運営団体へ登録し、指導者として活動(市内勤務の教員の登録も可能とする)	<p>市内で活動する競技別指導者は少ない現状です。教職員が兼職制度により指導者として登録することを積極的に推進したほうが良いと思います。</p> <p>また、市内には生徒の競技指導等に関心のある方がいると思いますので、深川市を参考に指導者の資格取得等を支援する制度を設け育成・確保することが良いと思います。</p> <p>このほか、高齢の方については実技指導を求めることは難しいものの、補助的・補完的な役割を担っていただける場面は多くあるため、協力を積極的に呼びかけることが有効だと思います。</p> <p>なお、将来的には小学生の活動についても担っていただけることを期待しています。</p> <p>指導者の確保が何よりも先決であるのと同時に、指導者コンプライアンスが非常に厳しくなっている現状を踏まえると、外部団体・指導者に対する研修機会の確保も重要ではないかと思えます。</p>	<p>(参考・ガイドラインP15「指導者の確保・育成」より)</p> <p>指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することとしたい。</p> <p>部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があるため、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることとしたい。</p>
ウ・指導方法の検討	<p>曜日によって指導者が変わることや複数の指導者による運営など、これまでの部活動における指導方法とは異なるため、ガイドラインを策定する必要がある。(国のガイドラインに準拠。)</p> <p>技術や戦術の習得だけでなく、地域の指導者と地域の子ども(生徒)間のより良い信頼関係と心身の成長を育むことを目的とする方策を構築する必要がある。</p>	<p>事務局案に賛成です。</p> <p>生徒の要望や、指導方法に対する苦情などを収集し改善する手段について、考慮が必要である。</p> <p>事務局提案どおり</p>	<p>(参考・ガイドライン別冊資料「認定地域クラブ」認定制度認定要件より)</p> <p>認定地域クラブ活動の認定に当たっては、学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展と生徒の豊かで幅広い活動機会の保障を最優先とし、選抜を行わず参加希望者を幅広く受け入れることを含め、具体的かつ持続可能な指導実施体制が確保されていることを認定要件とすることとしたい。</p> <p>「認定地域クラブ制度」に基づいて、体制づくりを検討することを提言する。</p>
エ・活動場所の確保と検討	市内社会体育、教育施設や文化施設を活用。生徒の施設利用料については無償化するなど制度の整理を行う。	<p>事務局案に賛成です。</p> <p>屋外競技の場合、雨天時や冬期間の練習場所の確保に苦労しています。また、指導者が社会人の場合、夜間の練習になります。そのため、種目ごとの特性等に配慮した施設の利用調整方法等について検討する必要があると思えます。</p> <p>事務局提案どおり</p>	<p>施設の利用申請時に利用時間を併せて申請する仕組みを導入することで、活動時間の適正化が図られるようにしたい。</p> <p>ガイドラインを遵守した団体(認定地域クラブ)へのメリットとして施設利用料を無償化することを提言としてはどうか。</p>
オ・参加手段の検討	生徒は運営団体に所属する。	<p>生徒は運営団体に所属することが基本と考えます。</p> <p><質問>今回設立された『美唄ソフトテニスクラブ』などの地域クラブは、今後、運営団体が『どんまいスポーツクラブ』になったときは、大会等に参加するチーム名はどうか教えてください。なお、決まっていないと思いますので事例等でも結構です。</p> <p>事務局提案どおり</p>	<p>生徒は運営団体に所属する。</p>

項目	事務局案	協議会意見(意見集約:R7.10.17~11.7)	推進委員会意見
カ・移動手段の確保	学校教育の一環ではなくなる ことから部活動便(スクール バス)の対象から外れるた め、新たな制度や手段を確保 する必要がある。	<p>検討協議会としては、事務局案ではなく「新 たな制度や手段を確保する必要がある。この ため、支援制度などを検討すべきである。」 としたほうが良いと思います。</p> <p>保護者による送迎は、それぞれの家庭環境に より違うため、部活動に参加できない生徒も いると思われるので、交通費の一部助成も検 討する必要がある。</p> <p>(活動場所が所属校より離れる場合等は)公 的支援による送迎方法のニーズは高まること が予想されます。</p>	<p>スクールバスの利用については、学 校の教育活動を最優先とし、次い で登下校の確保を基本原則とす ることを改めて確認した。</p> <p>地域クラブ活動への対応は、バス の運行体制に余力がある場合に限 り拡大の検討を提言する。</p>
キ・費用負担の検討	これまで部活動にかかっていた 経費をもとに保護者に一定 の負担を求める。運営団体へ の会費、保険料など	<p>検討協議会としては、事務局案の「これまで 部活動にかかっていた経費をもとに保護者に 一定の負担を求める。」ではなく、今後必要 となる経費として、ボール、ユニフォーム等 の用具費や指導者の賃金、遠征費などがある ため、「運営団体への会費や保護者の負担が 増えることが想定される。このため、支援制 度などを検討すべきである。」としたほうが 良いと思います。</p> <p>家庭の状況により費用負担の難しい子供も いると思われるため、部活動の地域移行に対 する市の予算化を検討すべきである。</p> <p>事務局提案どおり</p>	<p>認定地域クラブは、費用負担の少 ない参加形態を優先し、国のガイド ラインに則り仕組みを作る必要が あると思います。</p> <p>家庭の経済状況により費用負担が 困難な児童生徒がいることが想定 されるため、部活動の地域移行に 伴う経費について、市が予算化を 検討することが必要である。</p>

(3) その他

項目	事務局案	協議会意見(意見集約:R7.10.17~11.7)	推進委員会意見
その他		<p><質問>野球少年団、ミニバス少年団につい て、少年団としながらも学校教育の一環と押 さえているようですが、小学校として少年団 は部活動ではないと思いますが、市としてど のように押さえているのでしょうか？</p> <p>引き続き協議が必要な事項は、協議会に付し て検討することを提案します。</p>	 <p>引き続き協議が必要な事項につい ては、必要に応じ協議会を開催し、 検討していくことが望ましい。</p>



美唄市部活動の地域移行検討協議会報告
令和8年3月発行

編集・発行／美唄市部活動の地域移行検討協議会事務局
(美唄市教育委員会内)

〒072-8660
北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
電話 0126-62-3146 FAX 0126-62-1088
メール gakumu@city.bibai.lg.jp